

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年06月27日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県磐田市東貝塚1578番地

氏名 NTN株式会社 磐田製作所

澤津橋 寿久

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0538 - 37 - 8000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	NTN株式会社 磐田製作所		
事業場の所在地	静岡県	磐田市	東貝塚1578番地
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	輸送用機械器具製造業		
② 事業の規模	製品売上高 81,014百万円(2024年度3月期)		
③ 従業員数	2,246人(2024年3月現在)		
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照		

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	燃えやすい廃油	95.416 t
	ph 2.0以下の廃酸	502.971 t
	ph 12.5以上の廃アルカリ	0.165 t
	廃酸	0.030 t
	P C B汚染物	2.900 t
	（これまでに実施した取組） ・排出物が特別管理産業廃棄物の対象であるか委託業者に確認する。 ・決められた保管場所で専用容器等に入れ保管する。 ・突発で特管物の対象の場合、排出部署に収集・運搬するまで保管場所、専用容器を用意し保管させる。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	燃えやすい廃油	98.000 t
	ph 2.0以下の廃酸	464.000 t
	ph 12.5以上の廃アルカリ	1.000 t
	廃酸	1.000 t
	P C B汚染物	2.000 t

		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃酸、廃アルカリは中和などに活用できないか検討を進める。
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
	①現状	<p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決められた保管場所で専用容器等に入れ保管する。 ・ 特に有害のものは施錠できる場所で管理する。
	②計画	<p>(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管管理に問題が無いか定期的に構内巡視を行なう。 ・ 施錠できる場所での保管管理を継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	
	燃えやすい廃油	0.000	t
	ph 2.0 以下の廃酸	26.245	t
	ph 1 2.5 以上の廃アルカリ	0.000	t
	廃酸	0.000	t
	P C B 汚染物	0.000	t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃酸を場内排水処理場の中和工程で使用する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	
	燃えやすい廃油	0.000	t
	ph 2.0 以下の廃酸	27.000	t
	ph 1 2.5 以上の廃アルカリ	0.000	t
	廃酸	0.000	t
	P C B 汚染物	0.000	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 廃酸の再利用を継続する。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量
	燃えやすい廃油	0.000	t
	ph 2.0 以下の廃酸	0.000	t
	ph 1 2.5 以上の廃アルカリ	0.000	t
	廃酸	0.000	t
	P C B 汚染物	0.000	t

	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量
	燃えやすい廃油	0.000 t	0.000 t
	ph 2.0 以下の廃酸	0.000 t	0.000 t
	ph 12.5 以上の廃アルカリ	0.000 t	0.000 t
	廃酸	0.000 t	0.000 t
	P C B 汚染物	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和 5年度）実績】					
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った特別管理産業廃棄物の量			
	燃えやすい廃油	0.000 t			
	ph 2.0 以下の廃酸	0.000 t			
	ph 1 2.5 以上の廃アルカリ	0.000 t			
	廃酸	0.000 t			
	P C B 汚染物	0.000 t			
	(これまでに実施した取組)				
	【目標】				
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行う特別管理産業廃棄物の量			
	燃えやすい廃油	0.000 t			
	ph 2.0 以下の廃酸	0.000 t			
	ph 1 2.5 以上の廃アルカリ	0.000 t			
	廃酸	0.000 t			
	P C B 汚染物	0.000 t			
	(今後実施する予定の取組)				
	特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
【前年度（令和 5年度）実績】					
特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う 業者への処理委託量				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	燃えやすい廃油	95.416	92.189	3.227	0.000
ph 2.0 以下の廃酸	502.971	502.971	0.000	0.000	1,005.942

①現状	ph 1 2.5以上の廃アルカリ	0.165	0.100	0.065	0.000	0.330
	廃酸	0.030	0.030	0.000	0.000	0.060
	P C B汚染物	2.900	0.000	2.900	0.000	5.800
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者を優先して委託先として選定する。 ・優良認定処理業者も含め、委託先の処理業者への定期的な実地確認を実施する。 ・委託先の処理業者ネット上で公開されている最新情報を入手する。 					

		【目標】				
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	燃えやすい廃油	98.000	97.000	2.000	0.000	197.000
	ph 2.0 以下の廃酸	446.000	446.000	0.000	0.000	892.000
	ph 1 2.5 以上の廃アルカリ	1.000	1.000	1.000	0.000	3.000
	廃酸	1.000	1.000	0.000	0.000	2.000
	P C B 汚染物	1.000	1.000	1.000	0.000	3.000
	(今後実施する予定の取組) ・ 県外搬入を少なくするため、県内の優良認定処理業者を優先して委託先として選定する。 ・ 県内で処分できない場合、近隣県の優良認定処理業者を委託先として選任する。・事業継続計画を考慮した業者の選定を行う。 ・ 優良認定処理業者も含め、委託先の処理業者への定期的な実地確認を継続する。					
		【前年度(令和5年度)実績】				
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)				601.482 t
		(今後実施する予定の取組等) ・ 電子 manifests の運用管理を継続する。 ・ 若干残っている紙 manifests を電子 manifests に変更していく。				
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

製造工程と廃棄物発生・処理フロー図

..... 廃棄物処理の流れ
 製造工程
 特別管理産業廃棄物
 委託処分の範囲
 投入品



